

～ 転出届の際に必要な手続き ～

下記の項目に該当する場合は、各窓口において手続き願います。

令和4年4月1日現在

項目	手続き内容	持参するもの	窓 口
住民票関係	○転出届(転出証明証受渡)	・本人確認書類(運転免許証・保険証等)	税務住民課(早来地区) TEL(0145) 22-2940
	○印鑑登録証の返還	・印鑑登録証	住民サービス課(追分地区) TEL(0145) 25-2411
国民健康保険・医療制度関係	○国民健康保険の資格喪失届	・保険証類一式	健康福祉課(早来地区) TEL(0145) 29-7072
	○各種医療費助成制度(重度・子ども・ひとり親)の喪失届	・各種制度の受給者証	住民サービス課(追分地区) TEL(0145) 25-2411
児童・福祉サービス関係	○児童手当受給事由消滅届 (現在児童手当を受けている方)	・特になし	健康福祉課(早来地区) TEL(0145) 29-7071
	○児童扶養手当住所変更届	・特になし	住民サービス課(追分地区) TEL(0145) 25-2411
	○緊急通報システムの撤去	・撤去日の打ち合わせ ※立会必要	
	○各種受給者証の返還(自立支援医療、福祉サービス)	・各種受給者証	
介護保険関係	【共通】65歳以上の方 ○介護保険資格喪失届出書	・介護保険証 ・保険料等の還付先となる口座番号のわかるもの(通帳等)	健康福祉課(早来地区) TEL(0145) 29-7072
	【介護認定を受けていた方】 ○介護保険受給資格証明書の発行 ※町外介護施設等に直接入所(転出)される方は「住所地特例適用開始届書」	・負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証(発行されていた場合) ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(発行されていた場合)	住民サービス課(追分地区) TEL(0145) 25-2411
公営住宅関係	○町営・公営・特公賃住宅の届出 ※世帯主及び同居者が死亡した場合に各種申請等が必要となります。	・印鑑(認印) ・敷金等の還付先となる口座番号のわかるもの(通帳等)	建設課(早来地区) TEL(0145) 22-2516 住民サービス課(追分地区) TEL(0145) 25-2411
水道・下水道関係	○水道・下水道使用中止届 (使用料の精算・閉栓の有無)	・特になし	水道課(早来地区) TEL(0145) 22-2730
	○下水道事業受益者住所変更届等 (土地・建物所有の場合のみ、開始時期により不要な場合もあります)		住民サービス課(追分地区) TEL(0145) 25-2411
情報関係	○安平町情報通信サービス利用廃止届 ※利用を廃止する場合	・印鑑(認印)	総務課 TEL(0145) 22-2511
	○安平町情報通信サービス利用休止申請書 ※再転入(現在お住まいの自宅に限る)の予定がある場合	・特になし ※1年間に限り利用を休止することができます。	

※上記手続きについては、一般的なものであり、特殊なケースは記載しておりませんので、ご了承ください。